

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成24年9月28日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

平成24年9月28日(金曜日)

午前10時0分開議

午前11時59分閉会

本日の会議に付した事件

議案第2号 平成24年度熊本県一般会計
補正予算(第5号)議案第17号 平成24年度道路事業の経費
に対する市町村負担金について議案第18号 平成24年度流域下水道事業
の経費に対する市町村負担金について議案第19号 平成24年度海岸事業の経費
に対する市町負担金について議案第20号 平成24年度地すべり対策事
業の経費に対する市町負担金について議案第21号 平成24年度都市計画事業、
港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び
砂防事業の経費に対する市町村負担金
(地方財政法関係)について議案第22号 平成24年度九州新幹線鹿児
島ルート博多・新八代間の建設工事の
経費に対する市負担金について議案第23号 工事請負契約の締結につい
て議案第28号 専決処分の報告及び承認に
ついて議案第29号 専決処分の報告及び承認に
ついて報告第38号 熊本県道路公社の経営状況
を説明する書類の提出について報告第39号 財団法人白川水源地域対策
基金の経営状況を説明する書類の提出
について報告第40号 熊本県住宅供給公社の経営
状況を説明する書類の提出について閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に
ついて

報告事項

- ①「地域の自主性及び自立性を高める
ための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律」に係る土
木部関係条例検討状況について
- ② J R 鹿児島本線等連続立体交差事業
(行程の精査結果)について
- ③熊本都市圏総合都市交通体系調査(パ
ーソントリップ調査)について
- ④「熊本県建築物耐震改修促進計画」
の変更について

出席委員(8人)

委員長	森	浩	二
副委員長	淵	上	陽
委員	岩	中	伸
委員	井	手	順
委員	西	聖	一
委員	早	田	順
委員	内	野	幸
委員	杉	浦	康

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長	船	原	幸	信
総括審議員兼				
河川港湾局長	上	谷	昌	史
政策審議監	佐	藤	伸	之
道路都市局長	猿	渡	慶	一
建築住宅局長	生	田	博	隆
監理課長	金	子	徳	政
用地対策課長	鳥	山	礼	生

土木技術管理課長 西 田 浩
道路整備課長 手 島 健 司
道路保全課長 亀 田 俊 二
都市計画課長 内 田 一 成
下水環境課長 軸 丸 英 顕
河川課長 林 俊一郎
港湾課長 松 永 信 弘
砂防課長 古 澤 章 吾
建築課長 坂 口 秀 二
営繕課長 田 邊 肇
住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 尾 伸 明
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前10時0分開議

○森浩二委員長 ただいまから、第6回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

まず、先日実施いたしました管外視察につきましては、委員全員の御参加をいただき、ありがとうございました。視察の成果については、今後の委員会において十分役立てていただきたいと思います。

次に、今回付託されました請第23号及び第25号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第23号について、説明者の入室をさせていただきます。

（請第23号の説明者入室）

○森浩二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

どうぞお願いします。

（請第23号の説明者の趣旨説明）

○森浩二委員長 趣旨はよくわかりましたの

で、後で審査いたしますので、本日はこれにてお引き取りください。どうもお疲れさまでした。

（請第23号の説明者退室）

○森浩二委員長 次に、25号をお願いします。

（請第25号の説明者入室）

○森浩二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。よろしくお願いします。

（請第25号の説明者の趣旨説明）

○森浩二委員長 趣旨はよくわかりましたので、後で審査いたしますので、本日はこれにてお引き取りください。

（請第25号の説明者退室）

○森浩二委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、船原土木部長に総括説明をお願いします。

○船原土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、まず、最近における土木部行政の動向について御報告を申し上げます。

J R鹿児島本線等連続立体交差事業につきましては、埋蔵文化財の調査などによりまして、事業完了が平成28年度から平成30年度になる見込みとなりました。今後とも一日も早く事業を完了できるように取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関

係議案1件、条例等関係議案9件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の9月補正予算では、水俣広域公園の補修整備ほか1件、合計1億2,580万5,000円の増額補正をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、公共事業に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結について1件、専決処分の報告及び承認について2件、計9件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に係る土木部関係条例検討状況についてほか3件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○森浩二委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○金子監理課長 最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類3冊、その他報告事項4件の資料を用意しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第2号議案平成24年度熊本県一般会計補正予算の概要について御説明さ

せていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成24年度補正予算資料についてでございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しております。その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としましては、県単事業で1億2,400万円の増額を計上しております。

消費的経費につきましては、180万5,000円の増額を計上しております。

合わせまして、一般会計計としまして1億2,580万5,000円でございますが、補正後の一般会計の合計予算額は、その1つ下の段でございますが、1,002億1,891万3,000円となっております。

なお、その右の特別会計につきましては、今回補正額はございません。

特別会計を含めた9月補正後の合計額は、一番右側の合計欄の3段目でございますが、1,090億967万6,000円となっております。

次に、2ページの平成24年度補正予算総括表をお願いいたします。

全て一般会計のみの補正でございますが、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。都市計画課が1億2,400万円、砂防課が180万5,000円でございます。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳としまして、地方債が9,000万円の増額、一般財源が3,580万5,000円の増額となっております。

今回の補正予算に係る土木部全体の予算の状況は以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料3ページをお願いいたします。

都市公園費でございますが、1億2,400万円の増額補正をお願いしております。

これは右欄の説明欄のとおり、第33回全国豊かな海づくり大会の開催場所の一つに予定されており、水俣広域公園におきまして、老朽化が著しく、早急に補修工が必要であります公園施設を整備するものでございます。

以上、都市計画課の補正後の予算は、最下段のとおり、115億8,808万1,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。説明資料の4ページをごらんくださいませ。

補正額の列でございますが、第1段目に砂防費といたしまして180万5,000円の増額をお願いしております。

内容でございますが、新たに市町村負担金の返納金といたしまして180万5,000円を計上しております。これは、荒尾市の下川後田地区の単県急傾斜地崩壊対策費の事業費確定に伴いまして、市町村負担金の返納でございます。

以上、最下段の記載のとおり、補正後の額といたしまして127億4,282万9,000円の予算を砂防課として計上しております。

砂防課は以上でございます。

○金子監理課長 次に、5ページをお願いいたします。

熊本県が施行する公共事業の給付に対する市町村負担金について御説明させていただきます。

市町村負担金につきましては、第17号議案から第22号議案までの6つの議案を御提案申し上げておりますが、複数の課の事業で構成されておりますので、監理課から一括して説明させていただきます。

今回の御提案に当たり、市町村に対しましては、事業計画を十分に説明し、市町村負担金に係る同意を得た上、提案しております。

それではまず、第17号議案平成24年度道路

事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額でございますが、単県道路改築事業等3つの事業について、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年と変更はございません。

次に、6ページをお願いいたします。

第18号議案平成24年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、熊本北部流域下水道建設事業等6つの事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年と変更はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

第19号議案平成24年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、今年度の新規事業である3の津波・高潮危機管理対策緊急事業を追加しております。

次に、8ページをお願いいたします。

第20号議案平成24年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年と変更はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

第21号議案平成24年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の

経費に対する市町村負担金についてでございますが、1の単県街路促進事業から10ページにかけて21の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、住宅市街地街路整備事業は、熊本市へ権限移譲により、また港振興交付金事業は事業の廃止により、今年度から削除しております。

次に、11ページをお願いいたします。

第22号議案平成24年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金についてでございますが、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する経費に係る県負担金のうち市が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年と変更はございません。

市町村負担金については以上でございます。

続きまして、第23号議案につきましては、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から説明させていただきます。13ページをお願いいたします。

第23号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、水俣地区新設高校体育館改築工事。工事内容は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨づくり、3階建て、延べ面積2,922.77平方メートル。工事場所は、水俣市洗切町11番1号地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成25年11月25日まで。契約金額は、6億3,000万円。契約の相手方は、和久田・松下建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

第23号議案の入札の経緯及び入札結果につ

いてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者の決定をする総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、周辺道路が狭いという状況の中で、また生徒及び職員が校舎を使用しているという中で、RC造3階建ての体育館の改築工事を行わなければならないことから、下の表のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としております。

設定した課題は、品質管理に関する技術提案として、鉄筋コンクリートの品質及び施工管理について、及び安全管理に関する技術提案として、学校関係者及び近隣住民等に対する安全対策についてでございます。

15ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には、1つの建設工事共同企業体が参加し、平成24年7月2日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が112.00で、6億860万円の予定価格に対しまして6億円で入札した和久田・松下建設工事共同企業体が、評価値18.6667となり、落札を決定しております。

工事請負契約に関しては以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

17ページから19ページの第28号議案と第29号議案の道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認について2件でございます。

まず、資料の17ページの第28号議案でございますが、詳細につきましては右ページの概要で説明いたします。

本件は、平成24年3月17日土曜日午前3時ごろ、球磨郡五木村の主要地方道宮原五木線で、道路左側のり面から落下していた石に普通乗用車が衝突し、同車の車底部を損傷したものであります。

和解の相手方には、夜間ではあるものの、道路状況に応じた適切な運転をしていれば衝突を回避できた可能性があることを考慮しまして、自動車の修理費の2割に当たる4万7,800円を賠償しております。

次に、資料の19ページの第29号議案でございますが、同じく右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成24年5月26日土曜午後0時30分ごろ、玉名市岱明町の一般県道大野下停車場西照寺線で、大型貨物自動車は道路縦断側溝のグレーチングふたの上を通過した際、グレーチングがはね上がり、同車の車底部を損傷したものでございます。

和解の相手方には、事前にグレーチングの異常に気づき、グレーチングとの衝突を回避することは困難であることを考慮しまして、自動車の修理費の全額に当たる58万1,467円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。

21ページの報告第38号、熊本県道路公社の経営状況を説明する書類について御説明いた

します。

お手元に配付しております冊子により説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成23事業年度事業報告書でございますが、道路公社の設立目的、事業の概要及び実施状況を記載しております。

次に、2ページをお願いします。

松島有料道路の通行台数及び通行料金収入の状況を記載しております。

平成23年度の通行台数は約184万台、1日当たり約5,017台、通行料金収入は約3億4,000万円、1日当たり約93万円と、計画を上回っております。

次に、3ページの貸借対照表でございますが、これは平成24年3月末現在の財務状況を示しております。資産の部は、流動資産及び固定資産を合わせた43億4,110万円余となっております。

右欄は負債及び資本の部でございますが、負債は、道路建設のために借りました借入金の残高等でございます。また、資本は、県からの出資金等でございます。

次に、4ページの損益計算書でございますが、右側の収益の部は、松島有料道路の料金収入及び松島有明道路の受託業務収入等で、3億5,980万円余となっております。また、左側の費用の部は、一般管理費や道路の維持管理費及び建設資金を償還するための償還準備金繰入額等でございます。

次に、5ページの財産目録でございますが、これも24年3月31日時点での道路公社の財産状況でございます。資産を5ページに、負債を6ページに記載しております。

内容は、先ほどの3ページの貸借対照表と同様でございます。

次に、7ページの平成24事業年度事業計画書でございます。

本年度も、料金徴収業務及び道路維持管理業務を行います。また、昨年に引き続き、松

島有料道路の維持管理業務を県から受託しております。

最後に、8ページの平成24事業年度収支予算書でございます。

収入としまして、短期借入金1億5,900万円余、通行料金収入3億3,900万円余等を予定しております。

支出としましては、一般管理費4,800万円余、道路管理費9,900万円余、建設費用等の元金償還金3億400万円余等を予定しております。

なお、交通量は、松島有料道路の供用時点の年次計画で見込んでいました計画台数を上回っておりまして、道路公社の経営も安定している状況です。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○林河川課長 河川課でございます。

22ページの報告第39号でございますが、お手元の冊子、財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類に沿って説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

平成23年度事業の実施状況でございます。

まず、Ⅰの事業になります。

この基金は、白川水系の立野ダム建設に伴い必要となります水没地域住民の生活再建、水没関係地域である南阿蘇村の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査などを行うもので、平成5年に設立されたものでございます。

23年度の事業実績でございますが、23年度は、南阿蘇村が行う基金対象事業の実施がございませんでしたので、記の1の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付に係る事業はございませんでした。

また、2のダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡といたしましては、記載のとおり

り、理事会及び評議員会を開催しております。

2ページをお願いいたします。

平成23年度の収支計算書でございます。中央の決算額の列をごらんください。

中段中ほどの収入合計B、420万1,285円に対しまして、下から3段目の当期支出合計Cは、8万2,600円となっております。

最下段の次期繰越収支差額は、BからCを差し引いた411万8,685円でございます。

3ページは、平成24年3月31日現在の貸借対照表でございます。

4ページをお願いいたします。

4ページは、平成23年4月1日から24年3月31日までの正味財産増減計算書でございます。

5ページは、平成24年3月31日現在の財産目録でございます。

Ⅰの資産の部でございますが、流動資産合計と固定資産合計を合わせた資産合計は、一番右の列にありますように、3,411万8,685円となっております。

その下、Ⅱの負債の部ですが、負債はございませんので、最下段の正味財産は資産合計と同額になります。

7ページをお願いいたします。

24年度の事業計画でございます。

1の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付ですが、24年度に関しましては、南阿蘇村が行います基金対象事業の予定はございません。

なお、基金対象としては、全部で15の事業がございまして、進捗率は85%になっております。残る事業といたしましては、スポーツ広場や公園整備など5事業となっております。いずれもダムの発生土を活用する予定でございますので、今後のダム工事の進展に合わせて資金の交付を実施してまいります。

2のダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡につきましては、理事会及び評議員

会の開催を予定しております。

以上で財団法人白川水源地域対策基金の経営状況の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

23ページの報告第40号につきまして、お手元の熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類に沿って説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成23年度事業の実施状況でございます。

(1)の分譲事業ですが、光の森で44区画、宇土・入地ニュータウンなどで18区画、合わせて62区画を分譲いたしました。

(2)の賃貸管理事業ですが、宇城市内1団地、熊本市内2団地の合計3団地で合わせて138戸の公社賃貸住宅を管理、運営するとともに、公社ビルの管理事業等を実施いたしました。

(3)の管理受託住宅管理事業ですが、県営住宅及び都市再生機構住宅等の管理業務を受託しております。

(4)のその他の事業といたしまして、光の森において共同分譲における土地賃貸事業を実施いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページと3ページが貸借対照表でございます。

まず、2ページの資産でございますが、右の欄の最上段、当年度の流動資産の合計が22億7,000万円余となっております。中段から固定資産でございます。資産合計といたしまして、最下段に記載のとおり、41億円余となっております。

次に、3ページが負債及び資本でございます。

上段が短期借入金などの流動負債で、8億2,000万円余となっております。中段が固定負債でございます。合計が12億2,000万円余でございます。下段の資本金の欄でござい

ますが、資本金が1,000万円、これは県の出資金でございます。剰余金が28億6,000万円余で、負債及び資本の合計が、最下段のとおり、41億円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、事業収益でございますが、右の当年度の欄の最上段、14億8,000万円余でございます。これらの事業に係ります事業原価が11億6,000万円余で、一般管理費が5,000万円余となっております。事業利益が2億6,000万円余、これから経常費用等を差し引いた当期純利益が、最下段のとおり、1億3,000万円余となっております。

5ページの剰余金計算書、6ページから7ページのキャッシュ・フロー計算書、それから8ページから11ページの財産目録につきましては説明を割愛させていただきます。12ページをお願いいたします。

12ページは、平成24年度の事業計画でございます。

まず、(1)の分譲事業でございますが、光の森で36区画、宇土・入地ニュータウンほか3団地で21区画、合わせまして57区画の分譲を予定しております。

(2)と(3)の事業につきましては、平成23年度とほぼ同じ内容の事業でございます。

(4)のその他の事業としまして、光の森において住宅展示運営事業を実施することになっております。

次に、13ページをお願いいたします。

平成25年3月31日現在における予定貸借対照表ですが、負債及び資本の合計が、最下段のとおり、34億2,000万円余となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

予定損益計算書ですが、最下段に記載しておりますとおり、平成24年度の純利益としまして8,000万円余を見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたし

ます。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。議案に対して質問はないですね。——なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第2号、第17号から第23号まで、第28号、及び第29号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」「22号」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、一括採決反対の表明がありましたので、議案第22号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○森浩二委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○金子監理課長 報告事項1について御説明します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に係る土木部関連条例の検討状況について御報告いたします。

1番目の背景の2つ目になりますが、昨年の通常国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次及び第2次一括法が成立し、義務づけ、枠づけの見直しが進められております。

次に、2の土木部関係条例の検討状況ですが、この一括法を受け、国土交通省の所管する道路法、公営住宅法、都市公園法、下水道法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の5つの法律改正が行われたため、土木部においても、現在条例制定に向け検討をしております。

本県の地域性等を踏まえて、学識者や施設利用者等の御意見も聞きながら基準の検討を進めているところですが、国から示された参酌基準等も考慮し、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に係る基準につきまして、本県独自の基準を定めたいと考えております。

今後、基準等の検討を行い、パブリックコメント等を実施し、12月以降に議会提案を行うこととしております。

独自基準の検討状況につきましては、道路整備課及び都市計画課から引き続き説明いたします。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。

道路関係の条例につきまして、現在検討している内容を御報告いたします。

道路関係の条例制定につきましては、これまで土木部の道路関係各課の職員等で構成する検討会を設置して検討してまいりました。

国の基準の課題につきましては、県の出先機関や設計コンサルタント等とも、アンケートを実施し、検討会の中で議論している途中でございますが、国の基準に準ずることを基本としつつ、一部独自基準を定めることを検討しています。

最初に、今のページの一番下段のところになりますが、道路の構造基準でございます。

この条例は、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例でございます。その中で、県の独自基準としては、自転車通行空間等の整備に関する特例規定を設けることを検討しております。

これは、自転車通行空間等の確保を目的とした整備を行う場合においては、車道や歩道等の幅員の縮小を可能とする特例の規定でございます。例えば現在の道路幅員の中で、自転車通行帯や歩道を確保することを可能とするための規定でございます。

次に、裏面のほうになります。

標識様式等の基準でございます。

この条例は、熊本県が管理する県道に設ける道路標識の様式等の基準のうち、案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさを定める条例です。

その中で、県の独自の基準としては、案内標識、警戒標識の寸法の縮小に関する特例規定を設けることを検討しております。これは、景観への配慮が必要な地域に案内標識、警戒標識を設置する場合には、標識及び文字の大きさの縮小を可能とする特例規定でございます。

最後に、移動円滑化のための道路の構造基準でございます。

この条例は、熊本県が管理する県道のう

ち、移動円滑化、言いかえるとバリアフリー化でございますが、が特に必要な道路として、特定道路に指定された道路の構造基準を定める条例でございます。

ここで特定道路について補足いたしますと、高齢者や障害者等が利用する施設が集中し、移動が通常徒歩で行われることから、バリアフリー化が特に必要な地区として重点整備地区に指定された地区内の主要道路が特定道路となります。

熊本県内の重点整備地区としては、熊本駅周辺地区と健軍町電停周辺地区の2地区があり、いずれも熊本市内でございます。ことし4月に政令市に移行した熊本市内の県道の管理者は熊本市になることから、現在県が管理する県道で特定道路に指定された道路はございませんが、将来県が管理する県道が特定道路に指定する場合に備えるため、今回条例を制定するものでございます。

その中で、県の独自基準としましては、既存の条例である熊本県高齢者、障害者等の自立と社会活動への参加促進に関する条例、通称熊本県やさしいまちづくり条例で定めております歩道に関する整備基準の内容を踏まえまして、歩道に設ける排水溝に関する独自基準を設けることを検討しております。

これは、歩道に排水溝を設ける場合には、高齢者、障害者等の通行の支障にならないよう配慮した構造とする独自基準でございまして、具体的には、車椅子のキャスターや視覚障害者が使用されるつえが排水溝に落ち込まないように、溝が細かいふたを使用することなどを想定しております。

以上で道路関係の条例の検討内容説明を終わります。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。

都市公園で県独自の基準を設けるものとしたしましては、熊本県が管理する都市公園内

の園路、広場、駐車場及びトイレなど、人の移動にかかわる特定公園施設についての構造基準を定める条例でございます。

具体的には、先ほど道路の構造基準と同様、熊本県やさしいまちづくり条例を参考に、園路等に設ける排水溝、視覚障害者を誘導するための部材使用及び案内標識に関する基準等を設けることを検討いたしております。

以上でございます。

続いて、報告事項2のJR鹿児島本線等連続立体交差事業について御報告いたします。

6月の当委員会におきまして、埋蔵文化財等の事業推進上の課題について、JR九州と確認し、事業への影響を精査していることを御報告いたしました。その結果、上の事業概要の③事業期間に示しておりますとおり、平成28年度から、2年延びて平成30年度の見込みとなりました。

工程の精査結果と今後の事業予定につきましては、1枚めくっていただきまして2ページの図面を使って御説明をいたします。

まず、資料1の平面図におきまして、全体6キロメートルのうち青色の帯、うち一般部約4キロと記載をしておりますけれども、この区間は、上り線、下り線の地上から高架橋への切りかえ時期は、高麗門踏切付近の埋蔵文化財調査、検討や保存のための高架橋構造への変更への対応によりまして、左下の資料2の工程見込みのとおり、当初①の平成25年度中ごろから、精査後の見込み⑤の平成26年度末となりました。

次に、資料1の平面図に戻っていただきまして、右側にある薄い赤色の帯、うち熊本駅部約2キロと示している区間については、上り線は、一般と同時に平成26年度末の切りかえですが、上り線と豊肥本線の切りかえ時期は、駅部の埋蔵文化財調査や工事への厳しい制約条件により工程を見直した結果、資料2の工程見込みのとおり、当初②の平成26年度

末及び③の平成27年度末から、精査後の見込み⑥の平成29年度末となりました。その後、線路の撤去工事等を行い、連立事業の完了は、当初④の平成28年度末から、精査後の見込み⑦の平成30年度末となりました。

最後に、右下にある資料3の高麗門踏切における高架橋構造変更につきまして、県と熊本市で協議を行った結果、高麗門跡、御成道跡の遺溝群は重要な文化財であり、今後、県と熊本市が連携して文化財保護法の規定による史跡指定を目指すとともに、熊本市が主体的に保存、管理し、最大限活用していく方向となりました。

このため、高架橋の構造を、図の2の柱が約10メートルのスパンの形式から、図3の約50メートルスパンの形式へ変更し、埋蔵文化財が可能な限り現状保存できるようにしました。

また、工事費の増額分につきましては、熊本市と協議した結果、現在の連立事業の負担割合といたしました。

今後は、埋蔵文化財調査や工事の準備を進め、工事着手はことしの12月を予定しております。今後ともJR九州と検討を重ね、一日でも早く事業が完了できるよう努めてまいります。

続きまして、報告事項3、熊本都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)について御報告をいたします。

この調査は、熊本都市圏の人の動きを調査し、今後の交通政策や道路整備の計画策定に資するため実施するものでございます。

ことしの10月から11月にかけて、熊本都市圏5市6町1村の無作為に抽出した約12万世帯の方々に、いつ、誰が、どこに、どんな目的で、どの交通手段で移動したかについて調べるものでございます。

調査方法につきましては、郵送で調査票を配布し、回答していただくこととなりますが、回答方法につきましては、インターネット

トまたは郵送にて回答できるようにしております。

そのほかに、この実態調査にあわせて、都市交通、住まい、60歳以上の方の外出に関する意識調査や、白川に係る橋梁での交通量調査及び熊本駅等でのアンケート調査も行います。

スケジュールといたしましては、一番最後に記載をしておりますが、今年度実態調査を行い、来年度、現況分析、将来交通需要予測を行い、平成26年度に都市交通マスタープランを策定することとしております。

めくっていただいて、2ページと3ページをお願いいたします。

2ページが世帯構成を聞く世帯票、3ページが個人の行動を聞く個人票となります。調査票の写しを縮小し添付しておりますが、実際に各家庭に郵送配布する調査票はA3判となります。

記入方法等につきましては、別途記入例等を同封し、できるだけわかりやすいようにしたいと考えております。また、インターネットやフリーダイヤルで問い合わせに対応することとしております。

なお、参考までに、お手元にPRに使用しておりますチラシを配付しております。

以上で都市計画課の説明を終わります。

○坂口建築課長 建築課でございます。

熊本県建築物耐震改修促進計画の変更につきまして御説明させていただきます。報告事項4をごらんください。

まず、ページ左側の現行の促進計画の内容でございますが、この計画は、平成19年3月に策定しまして、計画期間を平成19年から平成27年度までの9年間とする計画でございます。

1の計画の目的、位置づけでございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条の規定によりまして、都道府県におきま

しては計画策定が義務づけをされ、また、県地域防災計画の下位計画としても位置づけられているものでございます。

次に、2の建築物の耐震化の現状、目標及び基本方針でございますが、まず計画策定時点の耐震化率につきましては、住宅が68%、特定建築物が79.8%となっております。これらにつきましては、平成27年度までに耐震化率を90%とすることを目標としております。

次に、基本方針としまして、県有建築物のうち庁舎、保健所等の活動拠点施設につきましては、耐震化の目標を平成27年度までに100%、特定建築物につきましては95%とすることとしております。

中段、民間建築物につきましては、耐震改修促進法に基づく指導及び助言、耐震化促進への支援、耐震対策の普及啓発、相談体制を充実することとしております。

その他としまして、市町村耐震改修促進計画策定の推進、被災建築物応急危険度判定体制の整備等に取り組むこととしております。

以上が現行計画の概要でございますが、この計画の内容の一部を今年度変更することとしております。資料の右側をごらんください。

まず、変更の経緯としましては、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災により、上位計画でございます県地域防災計画が大幅に見直しされることになり、見直しの中で検討されています地震、津波による被害想定を促進計画に反映させる必要があるため、計画の内容の一部を変更するものでございます。

変更の方針としましては、先ほど御説明いたしました地震、津波による被害想定を反映した耐震改修の推進、民間の特定建築物の耐震改修をさらに進めるための重点対策の推進、地震時の総合的な安全対策を充実することとしております。

次に、主な検討内容としましては、被害想

定を踏まえまして、重点的に耐震化を促進すべき地区の選定と、その地区の耐震化を促進するための施策の検討、現行の計画にはありません津波避難ビル指定に向けた支援策の検討、災害時に特に必要となります緊急輸送道路沿いの建築物のさらなる耐震化に向けた施策の検討、それに東日本大震災で問題となりました天井落下防止対策等を盛り込むこととしております。

4番のスケジュールでございますが、学識者、建築関係団体の関係者等で構成します検討会議を設けておまして、11月から来年3月までに3回程度開催し、検討を行うこととしております。パブリックコメントを来年4月ごろに予定しまして、これを踏まえ、来年6月に変更内容等を御報告しまして、その後、一般に公表する予定としております。

以上が耐震改修促進計画の現計画と変更経緯、変更方針の概要でございます。

裏面をごらんください。

最初に、促進計画に基づきます耐震化の現状について記載しております。

まず、住宅の耐震化率は、策定時68%が、平成20年度末では72%となっております。住宅及び特定建築物の最新の耐震化率につきましては、今回の調査で確認することしております。下段のほうでございますが、県有建築物の耐震化率につきましては、平成25年度末までには100%となる予定でございます。

表の下段でございますが、促進計画関連の事業の取り組み状況につきましては、記載しておりますが、市町村耐震改修促進計画策定の推進、県民向けの講演会、技術者向けの研修会等を実施してきたところでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○森浩二委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 道路整備課にお聞きしますが、この土木部関連条例の検討ということで変更ということではありますが、これは新設道路に限るとですかね。

○手島道路整備課長 そこも含めて検討しておるところでございますが、基本的には、大規模な改良の場合にはちょっと適用しないことを考えておるところでございます。例えば10キロも20キロもあるようなときに歩道を縮小するということは、今は考えていないということです。

○井手順雄委員 私が言いたいとは、例えば標準断面の見直しとかいうことで考えられているということであるならば、今ある既存の道路に関しても適用できるのかというような。

○手島道路整備課長 井手委員がおっしゃったとおり、適用できるように考えております。

○井手順雄委員 そこで、今道路の標準断面を見てみますと、道路があって、中央分離帯があって、歩道があって、側溝とか排水溝があって、例えば盛り土する場合は、斜めのところがありますな。今の状況でいくなれば、そののり面というのは、芝か、何と言うの、普通のたたいてただつくるという状況です、今現在は。

ということは、私がよく県道とか国道とかずっと見ていくと、もう草がぼうぼう生えろとたいな。それで、また亀田さんあたりが出ていって掃除せないかぬごたるふうで、そういう草刈りとか、そういった要らぬ仕事がふえるわけですよ。ならば、こうやって各県で決められるということであれば、そういうところを石を張るとか草が生えぬような断面に

するとか、そういうところも検討材料に入れたらどうかなと思うんだけど、いかがでしょうか。

○手島道路整備課長 今委員がおっしゃったのも当然あると思うんですが、今回の国から求められている構造令の基準の中では、そういうのり面の構造とかいうものを求めるものではなかったもので、今回の構造令の条例化につきましては、まずは国が求めています県道に対する、全国の構造令に対する基準に見合うものを考えておるところでございます。

○井手順雄委員 余談になるけれども、私が副議長のとて、議長会がありました。一緒に議長と代理出席したときに——去年ですよ。技官か何か知らぬけど、国交省の人が来て説明されました。私も、そのときに質問しました。そういったところも考えて構造令を変えてくれぬだろうかと。それはもう県のほうから上げてくださいというようなことを言われましたですよ。

今の話じゃ、国がこう変えろと言わしたところだけ変えますとかいうようなニュアンスですけども、こういうところはいかがですかというの、やっぱりこれは——どっちみち県の条例で決められるとでしよう。ですから、こうしたらいかがですかと、逆に提案したらどぎゃんですか。

○手島道路整備課長 今おっしゃったようなのは、実は提案ではございませんが、県のほうでも、のり面で草で困っているということ、かなりコンクリートで張ったりとかやってきているところがございます。

国に対しても、このようなやり方があるということは提案したことはございますが、構造令上に規定するというところについての提案は、確かに井手委員がおっしゃるような、や

ったことはございません。今後、構造令として提案できるのかどうかということを含めて、検討したいと思います。

○井手順雄委員 まあ、小さい話けれども、基本的に県としては、そういった草刈り手間というのが結構あろうけんが、やっぱりこの辺は、まあ構造令に入れぬでも、特記で、ここは芝にせなんけれども、コンクリートで張ってもいいですよとか、そういった特記仕様じゃないけれども、そういったところの文言を入れられるような状況にしてください。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 連続立体交差事業の説明、これが完成の見込みが2年延びていくということですが、今説明いただいたのに、全く素人であれですが、資料3のところ、現在の計画のイメージでは、高架橋のこの10メートル、10メートルになっている今の計画が、今度50メートルになるということですけども、これは安全面ではもう——そういう技術は今はばっちりいっていると思いますが、そこら辺はどうですか。

○内田都市計画課長 現在の高架橋の構造を橋梁タイプの高架橋に変えることにつきまして、高架橋の橋梁タイプにつきましても、しっかり安全等を計算いたしまして、大丈夫なような構造としてつくる予定でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、当初の計画がより安上がりだったと思うんですが、かなり金額的にも張ってくるんじゃないですか。

○内田都市計画課長 当初の現計画の高架橋

は、高麗門踏切約300メートル区間で、前回の当委員会でも御報告しましたが、大まかな計算では約10億かかるということでございます。今回の構造変更によりまして、これも大まかでございますけれども、約20億今回かかるということでございます。10億の増加、増額ということでございます。

○岩中伸司委員 倍になっていくということですね。

全体の——ずっとこれまでも説明いただいているんですけども、これはJRの関連はどれぐらいこの連続立体交差については、JRの負担とかそういうのは、何か今回の延びたことで変更があるんですか。

○内田都市計画課長 連続立体交差、全体の中でJRの負担割合は7%でございます。今回の区間につきましては、JRと協議中でございます。

○岩中伸司委員 JRも、それは基本的に7%の負担で、今10億程度、倍になるわけですけども、きちんとそこら辺は話し合いで詰めて行ってほしいと思います。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○早田順一委員 熊本県の建築物耐震改修促進計画の変更なんですけれども、検討内容として、緊急輸送道路耐震化に向けた施策云々と書いてありますけれども、これは県道だけじゃなくて、市町村道路とか国道とか、全部を含めた上で輸送道路の確保というのを考えた上で整備をされるわけですかね。

○坂口建築課長 緊急輸送道路につきましては、国道、県道を含めて、それと主要地方道を含めて指定されておりますので、その沿道

に建っております建物につきまして対策を進めていくということにしております。

○早田順一委員 これは、その道沿いに建っている建物の耐震。

○坂口建築課長 そうでございます。地震時に、そういう緊急輸送道路沿道に建っています建物が倒壊して道を塞ぎますと、救助とか避難、それから復旧に非常に支障が出るものですから、国もそういった施策を進めているところでございますので、県としまして、県が指定しております緊急輸送道路沿いの建築物に対しまして、耐震診断の補助を行っているというものでございます。

○早田順一委員 ということは、この民間の特定建築物の耐震改修、これもちょっとパーセントがまだ、少しは上がっていますけれども、低いんですが、こういったものにもしっかりと補助を出して改修に取り組むということですね。

○坂口建築課長 そうでございます。現在も、耐震診断につきましては、民間の建築物に補助を行っているところでございます。さらに、重点的にそういった意識の啓発も含めまして、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○早田順一委員 その補助率というのはどれぐらいなんですか。

○坂口建築課長 耐震診断に関しましては、国が3分の1、県が6分の1、それから地元市町村が6分の1でございます。民間の建築物の所有者は3分の1の負担でできるということになっております。

○内野幸喜委員 この中で、主な検討内容の

ところで、耐震化を促すべき重点指導地区の選定となっているんですけれども、これはやっぱり人口要件とか、そういったことになるんですか。それとも……。

○坂口建築課長 南海トラフを含めまして、県内の活断層による震度の予想が現在出ているところがございます。非常に各地域によりまして震度の予想が少しばらついているところもございますし、震度6強という予想も出ておりますので、そういったところに対しては、さらに市町村も含めまして、住民の方に耐震改修の意識を強めていただきたいというふうな取り組みを行いたいと思っております。

○内野幸喜委員 それから、このこれからのスケジュールの中で、有識者検討会議各予定となっていますけれども、この有識者検討会議のメンバーというのはどういった方々になるのでしょうか。

○坂口建築課長 これは、今地域防災計画の見直しに関して委員になっていらっしゃる大学のお二人、それから地元の建設業協会の建築部会長様が1人、それから建築士会の女性部の顧問の方、それから建築士事務所協会の会長様というふうになっております。

○内野幸喜委員 わかりました。

それと、最近よく思うんですけれども、県南振興とかがよく出ていたんですけれども、その県南に天草が含まれるのかどうかってよくあるんですが、ここに熊本都市圏パーソントリップ調査で、この熊本都市圏というのは、ここにありましたけれども、5市6町1村、これはもう明確に定義されているわけですか。そこをちょっと簡単に、済みません、基礎的なことで。

○内田都市計画課長 明確に定義されているということではございませんが、熊本都市圏を交通という面で捉えたときに、この5市6町1村を決めておるということでございます。

考え方としては、熊本市を中心として、周辺の市町村から約2割以上の通勤通学者があるというところ等を考慮して設定したものでございます。

○内野幸喜委員 都市圏人口というんですかね、そういったときには、例えば玉東町も入ったりとかしているあれもありますよね、何か計画とかの中を見ると。だから、そういうのはどうなのかなと思って。これは交通ということだけでしているわけですか。

○内田都市計画課長 今申したとおり、交通という面で都市圏を設定したということで、今内野委員言われましたように、都市圏ということでいろんな定義の仕方がございます。それによって、どの周辺市町村を入れるかは異なっているところがございます。

○内野幸喜委員 わかりました。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、順番が前後しましたが、請願の審査に入りたいと思います。

まず、請第23号九州北部豪雨による白川氾濫で浸水した龍田陳内4丁目地区の抜本的な治水対策に関する請願について、執行部からの状況説明を求めたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○林河川課長 河川課でございます。

請第23号について御説明いたします。

まず、請願の趣旨は、今回の九州北部豪雨による白川の氾濫により熊本市北区龍田陳内4丁目が甚大な被害を受けたことから、住民の安全、安心な暮らしを確保するために、早急に抜本的な治水対策を行うことを強く要請するというものでございます。

これに対する県の考えを御説明いたします。

今回、これまでに経験したことのないような大雨と形容されました記録的な豪雨により、白川水系全体では家屋の浸水被害が3,000戸を超えております。このうち龍田陳内4丁目地区におきましては、全壊、半壊を含め、家屋の浸水被害は144戸に上っております。

この地区につきましては、平成2年7月の洪水でも浸水被害が発生したことから、同規模の洪水に対しましては、再び浸水しないように、パラペットのかさ上げ、築堤、さらには監視カメラの設置などの治水対策を行っていたところであります。

しかし、今回、その規模を上回る、観測開始以来最高となる洪水であったとはいえ、結果として被害が発生したことは、被災者の方々に対し、まことに申しわけなく思っておりますし、悔しい気持ちでいっぱいでありませぬ。

現在、龍田陳内4丁目を含む白川水系全体の治水対策として、家屋の浸水被害を解消することを基本とした緊急的な河川改修事業の早期実施に向けまして、国との協議に全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

また、ソフト対策としても、台風の来襲時期に備えまして、警報装置や河川監視カメラの追加設置を緊急に実施したところであります。さらに、今後も、来年の梅雨までには水位計の設置を行うなど、よりきめ細かな情報提供にも努めてまいりたいと思っております。

県といたしましては、今回の請願は、龍田

陳内4丁目地区から出されたものではありませんが、白川沿線の皆様全体の気持ちを代弁されたものと受け取らせていただいております。白川流域全体の安全で安心できる暮らしを確保するためにも、また抜本的な治水対策を強く求める流域住民の皆様の声に応えるためにも、改修事業の早期実施に向けまして、スピード感を持って全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

以上が請第23号に対する県の考えでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森浩二委員長 それでは、ただいまの請第23号の説明に関して、何か質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 まさにこの請願を見て、確かにそのとおりだと思います。今課長が代弁されているとおっしゃっていますが、そうだと思います。

ただ、ここの龍田陳内4丁目地区と限定されているわけですから、やはり私たちとしては、白川水系全体、流域住民全体の安全を守るための治水対策というのをやっぱりとるべきだと思いますから、そういった意味では、この点どうなのかなと率直に疑問を感じます。

○森浩二委員長 やはり災害として全体で考えていくべきだと思いますけれども、副委員長のほうから附帯決議で——これだけ採択すれば4丁目になりますので、別に附帯決議をつけて採決したいと思いますけれども、御異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森浩二委員長 ちょっと事務局のほうから附帯決議を今から配付しますので。

(附帯決議(案)配付)

○森浩二委員長 今配付した附帯決議をつけ

て採決したいと思っておりますけれども、まず、これを理解していただいて、請願のほうを採決の後、この附帯決議を採決したいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩中伸司委員 さっき説明をされた方の話を聞いていたら、数字の関係ですが、どこが正確かなと思ったんですが、豪雨が1時間に100ミリでここには出してあったんですが、108ミリとおっしゃいましたし、その後、24時間に500ミリと書いてあったのを、600ミリという表現だったようなんですが、そこら辺はどなたか——これはもう請願者の言い方ですので執行部に聞くのもおかしいんですが、ちょっと私も正確にわからないもので、わかれば。正確さがちょっと。

○林河川課長 お尋ねの件につきましては、あいにく手元のほうに資料がございませんので、後ほど委員長の御了解をいただいて御報告させていただきたいと思っております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、請第23号は、附帯決議をつけるということで採決したいと思っておりますけれども、採決で御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 では、次に、附帯決議(案)も採決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、請第23号は、採択ということでよろしくお願ひします。

次に、請第25号について審査したいと思います。

請第25号立野ダムの拙速な建設に反対する請願については、執行部からの状況説明を求めたいと思っております。

それでは、説明をお願いします。

○林河川課長 河川課でございます。

請第25号について御説明いたします。

請願の趣旨は、立野ダムについて、その効果や悪影響を慎重に審議し、あわせてダムによらない治水対策案を優先し、十分検討することを求めるという内容でございます。

請願者は、請願の理由として、大きく2点の主張をされておられます。1点目は、立野ダムを含む現行の河川整備計画についてであります。

請願者は、白川の上流、中流域では、立野ダムを含む現行の河川整備計画では本来の洪水には対処できないこと、また、河川の掘削や拡幅など、急を要する河川整備を優先させることという主張でございます。

2点目は、立野ダムの効果や環境への影響についての指摘でございます。

立野ダムの効果につきましては、請願者は、想定以上の洪水ではダム貯水池が満水になり、洪水調節が不能になること、また、環境に与える影響については、請願者は、国立公園の広大な自然を水没させること、さらに、洪水時には貯水池内に土砂が堆積し、長期にわたって下流の白川を濁すなどの主張をされております。

これに対する県の考えでございます。

立野ダムにつきましては、現在国において検証が行われております。去る9月11日の検討の場におきまして、国からダム案とダムによらない治水対策案に関する比較検討と総合評価案が示されたところであります。

総合評価では、コストや時間的観点から見た優位性、さらには環境への影響をできる限り回避、低減するとの考えも示されております。そのため、国が示した、最も有利な案は立野ダム案であるという考え方は、県としても評価できるものと考えております。

ただ、今回の請願にもありますように、県には、県民の方から、立野ダムに対する効果、環境あるいは安全面などについて不安の

声も寄せられております。このため、国に対しては、そのような意見に対して、住民への十分な説明責任を果たすとともに、流域市町村の意見や要望を十分踏まえた上で、迅速に対応方針を決定するよう求めてまいりたいと思います。

なお、ダム検証の手续としましては、国が定めた検証手続ののっとり進められております。先週末から今週にかけては、関係住民あるいは学識経験者からの意見聴取が行われたところであります。

今後、関係地方公共団体からの意見聴取、国の事業評価監視委員会あるいは有識者会議などを踏まえて、最終的には国土交通大臣が立野ダム事業に係る対応方針を決定することになっております。

以上が請第25号に対する県の考えでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森浩二委員長 ただいまの請第25号の説明に関して、質疑はありませんか。

○井手順雄委員 ちょっとお聞かせください。穴あきダムというようなダムをつくらうというような話ですけれども、現在の河床からどれくらい上——まだはっきりはしとらぬでしょうけれども、のところに穴をあけるとか、そういうのははっきりしているんですか。

○林河川課長 今回建設します立野ダムにつきましては、流水型ダムということで、ちょうど放流口でございますけれども、放流口の位置が河床高の高さになります。ですので、河床が連続したような形になります。

○井手順雄委員 なら、大雨のときは、その放流口を堰か何かでとめるわけ、洪水調節するときは、

○林河川課長 立野ダムにつきましては、ゲートを有さない自然調節方式のダムになりますので、一応穴があいただけのタイプになります。

通常、開発行為などでそういった施設がありますが、オリフェスと申しますけれども、いわゆる堤防の中にそういった穴をあけて、その穴の大きさで洪水調節を行うというタイプでございます。

このタイプのダムにつきましては、県のほうでも3ダムほど、例えば石打ダムですとか亀川ダムですとか、そういったタイプのダムはございますけれども、放流口の位置ということでいいますと、多目的ダムでございますので、割と高いところに、河床から高い位置にそういった放流口はございますけれども、今回の立野ダムにつきましては、流水型ダムということで、河床の高さの位置に放流口を設けるという計画になっていると。

○井手順雄委員 ということは、阿蘇の火山灰あたりが、今回有明海のほうに、もう何十万か何百万立米かわからぬわけですけれども、流れてきとるわけですが、そのダムをつくっても、そういった土砂というのは流れてくるということですかたいね、要は。そこにためて、例えば何年かに1回はそこで取って撤去するということはできないわけですね。

○林河川課長 国によりますと、今回洪水時に流水とともに流入した土砂というのは、一時的に洪水期間中だけ貯水池内に一応堆積するというので、洪水の水位の低下に伴って土砂については流出するというので、いわゆる土砂をとめるという機能を確保しているものではないということでございます。

○井手順雄委員 流木はどうですか。済みま

せん、つくる前提で質問しております。

○林河川課長 流木につきましても、国のほうにいろいろお伺いしておりますけれども、国によりますと、立野ダムについては、模型実験を一応されまして、流木による閉塞は発生しないということを一応確認しているということをお聞きしています。

それから、流木対策ということで、いわゆるその放流口の部分にスクリーンを一応設けるということで閉塞することを阻止すると。仮にたまった場合ですけれども、洪水後にスクリーン周辺の流木については撤去するというふうにお聞きしております。

さらに、ダムの上流に、洪水時に流れてきます流木ですとか、それから石もございませぬ、巨石も、そういったものについては、受けとめるためのスリットダムというものを上流側に設けると、そういう計画もあるというふうに国のほうからはお聞きしております。

○井手順雄委員 流木はわかりました。

私が一番懸念するのは、阿蘇の火山灰なんですよ。もうあれは粒子が小さいけん、有明海まですぐ来るんですね。そうした場合、今もなっていますけれども、やっぱりヘドロ化して二枚貝の生息がなかなか難しくなってくるという状況がありますから、そういうダムをつくるならば、あらかじめ土砂もとめるような対策もちょっと考えてくれと要望で国交省のほうに言ってくれませんか。その辺もお願いします。全部流れるのをとめるんじゃないんです。そういう洪水時期に、どんと来ぬような対策ですたいな。通常来てよかですけんが、そのかわり、その洪水時期に、今回の災害のように——有明海はもうこちら辺までたまっとつとですよ。見たらびっくりしますよ。そういうのがないようなダムにしてほしいなということをお国に対して要望しとってください。

以上です。

○林河川課長 井手委員の御意見につきましては、国のほうにもお伝えしたいと思います。

ただ、土砂の発生源対策ということをお考えますと、発生場所、オンサイトでそういった阻止というか、いろんな治山対策ですとか、砂防対策ですか、そういった措置をすることが重要なというふうには思っております。

○西聖一委員 今、井手委員が砂の心配をされていましたが、私たちが反対というか、拙速だと言うのは、穴あきダムの工法で今つくっているのは全部で3つぐらいあるという話でしたけれども、まだそこは水害の洪水調整をした事例がないわけですよ。本当にその洪水調整ができるのかというのが、そもそも問題点としてあるんですよ。

それと、ヨナですよ。火山灰が相当出ると私たちは見とつとですよ。逆に、ダムに相当たまるだろうと。5メートル四方の穴が3カ所あくんですけれども、そこはすぐ塞がるだろうと。水害が終わった後、穴の周辺は流れるけれども、そこにはもう圧倒的な土砂が堆積するんじゃないかと。それが2回、3回繰り返せば、すぐ満水になるような状況を今想定しているわけですよ。

今までの白川の大水害というのは、水圧ももちろんですけれども、やっぱりヨナなんですよ。ヨナが堆積する水害なんですよ。阿蘇は特に火山灰土ですから。だから、加藤清正も、菊陽でその泥がたまらぬように施工しているんですけれども、いかに泥を流すが、白川の場合、治水対策としては必要じゃないかと私は思うんですよ。

だから、質問したいのは、土砂が多分たまるだろうということで、その土砂のしゅんせつは国が責任を持ってするんですかということをお聞きしたいです。

○林河川課長 ダムサイトにそういった土砂が堆積しました場合には、当然、河川管理の一環、ダム管理の一環として、そういった対策がとられるというふうには思っています。

○西聖一委員 間違いないですか。また県の負担になるなら、今900億円が一番安い案と言っていますけれども、ずっと毎年そういうメンテナンス費用がかかるのであれば。

○林河川課長 治水上の支障が生じたという場合になれば、当然これは管理者として対応すべき内容だろうというふうに思います。

○岩中伸司委員 このダム建設で、結局、水害を防ぐということで、水位はどれくらいダムをつくることで下がると見ているんですか。

○林河川課長 先日9月11日に、検討の場という中で、治水の効果について国のほうから御説明がございました。

その内容でございますけれども、国のほうでは、今回の洪水で言いますと、代継橋で約2,300トンぐらいの洪水が流れたというふうな報告がございました。ただ、立野ダムを含めます整備計画メニュー、これは完成しますと、今回の洪水であれば、河道の目標流量であります2,000トン以下の毎秒1,900トンになるということが一応御報告されております。

そのときの効果ですけれども、整備計画のメニューが完成していたとした場合の効果としましては、代継橋付近で約55センチ、大甲橋付近で約85センチ、県管理区間になりますけれども、龍田陳内4丁目付近で約1メートルぐらいの水位低減効果があるだろうというふうにお聞きしております。

○岩中伸司委員 国の説明でそういうことだ

ったということですが、このダムそのものは、国も凍結をして、一旦もう建設もちょっとやめようというふうな方向になっていたのを、拙速に今回出しているんですが、知事も、すぐそれにやっぱり賛同するということですので、もう少し慎重にやらないと、私たちがいろんな資料をもらっているのからいけば、ダムをつくっても20センチ程度しか水位は下がらないという、そんな資料ももらっているんですけれども、だから、国が出す資料が本当に正確なのか、素人が考えてみれば、穴あきダムは穴があいているわけで、常に流れているわけですので、そこで90メートルの高さのダムといっても、私は、雨量は、よそからも流れてくるし、そう簡単に水害を防ぐようなダムの構造にはならないんじゃないかと思うんですね。

だから、もう少しやっぱり慎重に検証をやっていかなければ、早急に——今後ダム建設に使っていくとすれば、治水のいろんな護岸工事を含めて、早急にやらなければならない費用が出てこないという、そういう治水対策になっていくんじゃないかという心配をするんですね。

ですから、もう少し、判断を早目にするんじゃないかと、もっとやっぱり検証すべきです。この前も、公聴会の中では、40名の参加で、18名が全員問題があると地元から心配の声が上がっているわけですので、私は、県としても、この立野ダムを推進していくという方針は、やっぱり間違いではないかと思うんですね。やっぱりもう少し慎重に、あらゆる方面で検討を重ねなければならないと思いますので、そこら辺は、まあ執行部に伺っても、それはそうじゃないという、そんなやりとりだろうと思いますが、私の意見はそういうことで言っておきます。

○内野幸喜委員 私は、この請願に対しては不採択ですね。

まず、ここに拙速などありますけれども、国としても手続にのっとった形でやっているわけですから、決して私は拙速だとは思っていません。

また、もう1つ、熊本市が事業推進をお願いしているわけですから、それに対して、県議会として、それに反対すると捉えられるような請願というのは、やっぱり私は採択すべきではないと思います。

○森浩二委員長 今のは要望でよかったですか。

○内野幸喜委員 要望じゃなくて、私の反対の理由ですね。

○森浩二委員長 ほかに質疑は。

○井手順雄委員 これに書いてありますように、例えば河川の整備をそれよりか早くせろというようなニュアンスで書いてあるようにありますけれども、このダムの予算と通常河川整備の予算というのは、例えば平たく言えば、ダムをつくるけん、標準の河川整備のお金はダムに回しますよとか、国は分けて出すんですかね。どぎゃんですか、そこら辺のニュアンスというか。

○林河川課長 予算配分する側の国交省ではありませんので、詳細についてはわかりませんが、通常の改修については、通常のやっぱり全国的なベースの中での予算の配分がなされます。ダムの場合につきましては、いわゆる例えますと特急券みたいな話になりまして、短期的に完成させるということで集中投資が行われるのが一般的でございます。

○井手順雄委員 それなら安心たいな。

○西聖一委員 類型はそうでしょうけれど

も、結局、今回の水害で言われているのは、大津、菊陽は県の管轄だったけれども、河川整備計画はできていなかったと。それを、うがった見方をすると、もうダムができるけん要らぬだろうという意見が反対意見としてあるわけですよ。だけん、ダムがあろうがなからうが、整備計画をまずきちっとそれをしなさいと、これが反対の大きな理由もあるけんですね。ダムができれば、多分軽減はできるでしょうけれども、その前にやっぱりやるべきことが先にあるんじゃないかというところを見てほしいんですね。

○森浩二委員長 答えは要る。

○西聖一委員 いや、もういいです。それはもうかみ合わないです。

○森浩二委員長 ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 ちょっと1つ私が聞きたいんですけれども、この請願の中で、下から6行目かな、「雨水の河川への流出を抑制する方策が必要です。」て、河川へ流れ出ないように雨水ばするとにはどぎゃんするとよかつかなと思うてですね。

○林河川課長 一般的に都市河川あたりでは、こういった流出抑制ということでいろんな対策が行われておりますけれども、例えば具体的に言いますと、公園ですとか、学校ですとか、そういった地下貯留と申しますか、そういった敷地を利用して抑制策をするというタイプはございますけれども、河川整備計画に位置づけるほどのその効果という点では、1カ所1カ所ではなかなかその効果というのが発揮しにくいというか、評価しにくいという状況はございます。

○森浩二委員長 結果的には小さなダムをい

っぱいつくりなさいということかな。それか、また遊水地をつくるとか、そういう意味かな。

○林河川課長 遊水地並みの流出抑制対策ということになりますと、相当な数の抑制対策が必要になるかと思われま。

○森浩二委員長 だから、阿蘇の議員さんたちが言わすとです。要するに、阿蘇はつかれというようなこれは文言じゃないかというような言い方もされるわけですよ、今度みたいにですね。わかりました。

ほかに。

○淵上陽一副委員長 予算の話とか、先ほどダムをつくれれば10年ぐらい要するということがあります、その前にやるべき、今委員長が言いました、雨水を河川に流さぬ方法であるとか、河川の拡幅や掘削という話がありました。まあ、ダムをつくれれば10年ぐらいでできるという話ですけれども、先ほど請願の23号では、早く抜本的な治水対策をとということで請願までされておるわけでありましてけれども、掘削や拡幅をするのにどのくらいあればできるんですかね、それだけ。

雨水の量とすれば、ここに書いてある、想定している洪水を調整——まあ、予定しとる雨で済めばよかったですけど、それ以外なら、ダムであろうと河川であろうと、大体想定した範囲の中でしか工事はやらぬわけでしょうからですね。1つは、工事的に、掘削や拡幅でどのくらい時間があつたらできるんですか。

○林河川課長 効果が発現する期間という観点で申しますと、確かにダムというのは、今お聞きしている中では10年間工期がかかりま

機能が一気に期待できると。それに対しまして、掘削ですとか引き堤とか、そういったやつにつきましても、その実施した部分についてはスポット的に、ローカル的に効果は発現しますけれども、いかにせん距離が非常にございますので、ダムが今10年ですけれども、今想定している区間の全ての、いわゆる河川改修事業をするには相当な時間がかかるというふうにお伺いしております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第25号については、いかがいたしましうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 採択、不採択の両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第25号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○森浩二委員長 挙手少数と認めます。よって、請第25号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、その他の件に入ります。

その他の件で、質問は。

○井手順雄委員 監理課にお聞きしますけれども、今般、災害が出て、復旧工事を取り急がなくちゃいけないと。現時点において、大体どれくらいの工事本数がこの災害関連で出ているのかわかりますか。

○金子監理課長 まだ災害査定中でございます。それと、あと用地関係がこれから入りますので、まだ発注本数までは確認できており

ません。

○井手順雄委員 大体いつごろから本格的復旧にかかるという状況になるのかなというふうに思います。

それと、あと想定される、例えば阿蘇地区では災害箇所が何カ所あるから、工事的にはどのくらい出るとか、陳内あたりはどういった工事をするからこのくらいの工事が出るとか、そういった想定はないのかな、今の状況の中では。

○金子監理課長 まず、時期の関係ですけれども、これから事業採択、そして用地買収に入っていきますので、用地に入るのが多分年末ぐらいになるんじゃないかなと。

あと、事業について、阿蘇のほうは災関係が16カ所と聞いておりますので、それが1カ所1工事になるかどうかわかりませんが、災関係だけの工事では16カ所、あと龍田関係については、用地が必ずかかると思いますので、家屋もかなりかかると思いますので、用地関係が終わらないと工事に入れないと。用地が絡むものについてはですね。ただ、用地が絡まないものについては、災害復旧はすると思いますけれども、現時点でのちょっと工事の状況については、まだ今のところ把握しておりません。済みません。

○井手順雄委員 また台風とか——もう来ぬでしょうけれども、この工事発注前にまた災害が起きてまたなつたとなれば大変だけれん、早目にこの災害復旧というのは取りかかっていたきたいと。そして、用地が絡まない場所とか、できる場所等々あると思うんですよ。その辺から優先的にしていくとか、そういったことも必要だろうと思いますので、早急に行ってください。

以上です。

○森浩二委員長 それでは、ほかに。

○早田順一委員 2点、砂防課にお尋ねしますけれども、土砂災害のとき、土砂災害警戒区域とか特別警戒区域とありますけれども、今郡部あたりでは、小学校とか保育園とか、いろんなそういう施設の統廃合があって、その建物を再利用というか、そこに持ってくるのかあるいは廃校になるものを地域で何かまちづくりのために利用しようかという、そういうことが出てきています。これは、県全体そういったことが今もあるし、これからもっと出てくると思います。

そうなったときに、土砂災害警戒区域、特別区域に入っているところに関して、この資料を見ると、安全性が確認できれば都道府県知事の判断によって許可をされるというように書いてあるわけですね。これはあくまでも開発行為をするときですね。だから、許可をされると。だから、そういった今ある既存の施設もこれに当てはまるのかどうか。

それと、あとは市町村が、例えばこういう基準で安全ですからと県に言った場合に、その辺は県としてどういう判断をされるのかですね。その環境にもよるとは思いますけれども。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけども。

○古澤砂防課長 早田先生のお尋ねでございますが、土砂災害警戒区域の中で、非常に土砂災害によって建物被害が想定されるところを赤く、レッドゾーンと言っております。それから、土砂が来ても人家等への被害は少ないところ、そこをイエローゾーンという形で上げております。

お尋ねの、恐らくレッドゾーン、建物被害があるところにつきましては、そういった土砂災害でも耐え得る建物は建てられるという形になっております。そこにつきましては、建築のほうの確認の中で、そういった土砂流

が来ても大丈夫な構造であれば、県のほうも確認をおろしていくという形になっております。

それからもう1点、中山間部では、小学校だとか、いわゆる公民館だとか、そういったところも、恐らく避難場所だとかいうことに、そういったイエローゾーンのところが指定されているところがあるかと思えます。

ただ、我々のほうのイエローゾーンのところは、土砂災害があるだろう、ただ、家のほうの被害はないけれども、例えばそこに避難される方々の避難通路等を考えるときには、余り好ましくないだろうというふうに考えておりますけれども、ただ、その地域にそういった場所しかないとなれば、やっぱり各市町村のほうでの一時避難だとか避難場所として指定されることはやむを得ないのかなというふうに私どもはちょっと考えているところでございます。

以上でございます。

○早田順一委員 それじゃ、例えば市町村が、どうしても予算上そこに公共施設というか、小学校とか、例えば保育園を持ってきたいと、レッドゾーンのところにとなったときに、大丈夫ですよと県に出しますよね。県も、オーケーですよと印鑑を押します。もしも災害が起きた場合には、これは誰の責任になるわけですか。

○古澤砂防課長 基本的にレッドゾーンのところでは、いわゆる構造的な計算をするという形になると思うんですけれども、そのほうの、我々のほうですけれども、まだ正直なところでございますけれども、まだ事例はございません。ございませんというか、まだこれからたくさん出てくるかなと思っておりますけれども、先ほど言いましたが、基本的にはレッドゾーンのところには建てないでほしいということではございますけれども、そこ

に、それを防御する、補強された建物を設計されるのであれば、その基準に合致すれば建築は許可されるのかなというふうに思っております。

そのときの、じゃあ許可したけれども、まあ予期せぬと言っちゃ失礼でございますけれども、そういった災害のとき、誰の責任かと言われると、これはやはり自然災害の中でございますので、許可した者というよりも、やはり自然災害という中でこの範疇と私どもは考えております。

○早田順一委員 ということは、市町村が安全確認をきちんとして県に提出すれば、県は許可をするんですね。事例はないとおっしゃいましたけれども。それでよろしいんですね。その確認。

○古澤砂防課長 構造上のチェックをさせていただくことはございます。どういうものを防御するか、例えば建物の補強だとか、それから外壁にそういったものをつくるだとか、そういったものが当然必要になってくるのかなというふうに考えております。

○早田順一委員 構造上の基準というのは、国の法律にのっとってするわけですかね。

○坂口建築課長 今砂防課長が申しましたように、想定されます土砂の圧力に耐え得るような防御の構造物を設けることが1つと、それから、土砂が建物の、例えばピロティー構造というのがございますが、建物を柱だけにして下に流れるような構造といったものが例示されているところでございます。

ただし、市町村が、どうしてもそういったレッドゾーンに建物を建てたいというときには、先ほど砂防課長が申しましたように、やはりそこは自然災害の発生が予想されるところでございますので、できるだけそういうと

ころには建てないよというのをやっばり県としては指導するということになってまいります。

○早田順一委員 いや、今建っているんですよ。今建っているところを利用しようとするときですよ、今建っているものを。そこにレッドゾーンがあるときですよ。

○坂口建築課長 学校をその他の用途に変更する場合につきましては、用途の内容によりまして建築確認が必要になる場合がございます。そのときには、その状況によりましてちょっといろんな条件があると思いますので、現在ちょっとここで答えすることはできないかもしれませんが、状況を確認した上で、安全には十分気をつけた形で確認を出していただくということになると思います。用途変更の確認ということになりますけれども。

○早田順一委員 わかりました。

もう1点、アートポリス事業の件なんですけれども、今、アートポリス、私も前に1回質問をさせていただきましたけれども、いろいろ資料もいただいております、このアートポリス事業のデザイン性とか、やっぱり目立つ建物といいますか、非常にこの事業に対しては、私は、すばらしい事業をされているなというふうに思っております。

ただ、これは、例えば、例えばというか、1つの事例で申し上げますと、県立の球磨工業の管理棟の建築を今されておりますが、非常に木造を使って大変ありがたく思っておりますけれども、ただ、非常にデザイン性を最初に、一番にやっぱり持ってこられるものですから、施工がかなり難しくなっているんですよ。そういったことで——まあ、これに限らず、例えば木工事とか、あと例えばRCとか、そういう変わった建物をつくる場合には、地元の企業が果たしてそれに対応で

きる技術力を持っているかどうかということなんですよね。

せっかく熊本県でこういったアートポリス事業をされて、県外からあるいは海外から見に来られるということでもありますけれども、元請さんは地元であっても、いざその工事をするのは、やはりいろんな躯体工事だろうが、電気屋、水道、いろいろ業者がありますけれども、その技術力が最もやっぱり求められると思います。そういったことで、アートポリスをするときに、下請、協力会社を他県の業者にしては、これは私は意味がないのではないかなというふうに思っております。そういったことで、その担当課の人のちょっと御意見をお聞きしたいんですけれども。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。

今具体的に球磨工業高校の管理棟ということでお話がございまして、この建築物につきましては、現在営繕課のほうで工事を行っております。

7月19日からの工事で、来年の7月12日までということで行っております、委員のおっしゃるとおり、これはアートポリスの建築物ということで、構造が杉の角材を束ねた逆三角形の壁で構成するという形状のものでございます。

ただし、この逆三角形の壁の部分につきましては、一般に流通しております角材を束ねて壁をつくるという構造方法をとっております、その工法につきましては、県内の業者で加工が可能であるということを確認して設計を進めております。

また、発注につきましては、県内の施工業者のA1業者のジョイントベンチャーで受注していただいております、今基礎工事を行っているという状況でございます。

○早田順一委員 たまたま例として球磨工業のことを出しましたけれども、要は、その設

計者の人が、県外の優秀な設計者プラス地元
の設計者ということになっています。それは
設計事務所の技術力を上げるためにそうや
ってされているのだと思いますので、私が言
いたいのは、地場の中小企業を県として育
てる気があるのかなんですよ。

要は、結局、昔ある県会議員さんが言わ
れておりましたけれども、このアートポリ
ス事業が実験台に使われちゃやっぱり私は
困ると思うわけですよ。だから、全てが、
やはり中小企業の人、技術力も県のほうで
指導するようにして高めていって、そして、
その中小企業が県外にも出るような、そ
ういう取り組みをしていただかないと、結
局、アートポリスはつくった、まあ元請
は地元としても、その下請あたりは全部
県外からとかそうなると、私はそう意味
がないのではないかなという思いがあり
ますので、今こうやって申し上げてい
るわけですので、その辺の意気込みを私
は聞きたいんですよ。

○田邊宮繕課長 まず、宮繕課で発注して
おります工事につきましては、仕様書の中
に、下請業者について、県内企業の採用
に努めることということを明記してあり
ますし、今回の工事におきましても、当
初の説明におきまして、業者に対してそ
の旨を伝えているところでございます。

今回の木工事につきましては、先ほど申
しましたように、現在基礎工事中という
ことで、まだ木工事に至っておりませ
んけれども、下請報告書という形で、こ
れは下請の契約がなされて2週間以内
に下請報告書が提出されるということ
になっております。

今回、まだ下請報告書は提出されてお
りませんが、この件につきまして、施
工者に電話で確認したところ、県内業
者と下請契約をしているといったこと
の報告を受けているところでございま
す。

○早田順一委員 それでは、過去のアート
ポリスの事業で、そのデータを、後で構
いませんので出してもらえませんか、
県内の企業をどれだけ使っているかとい
うのをですね。それを聞かないとちょ
っと……。

○坂口建築課長 現在、木造の関連で、
アートポリスの施設が16施設できてお
ります。今委員が申されましたこと
につきまして調べまして、後ほど御報
告させていただきたいと思
います。

○早田順一委員 木造だけじゃなくて、
アートポリスですよ。アートポリスの
事業に関してですよ。木造以外でも
ですよ。地場企業を育てるとい
う意味で、率がどうなっているか
ということですよ。

（「全委員に」と呼ぶ者あり）

○坂口建築課長 アートポリスがもう
25年たっておりまして、県事業だけ
ではちょっとございませぬので、市
町村のそういった古い事業につ
きまして、原議はもう廃棄されて
いるようなところもございませぬ
ので、調べさせていただきたいと思
います。

○森浩二委員長 全委員に配付してく
ださい。

○坂口建築課長 はい。

○早田順一委員 要は、そのプロポー
ザル方式とかでされていますけれど
も、結局、審査員さんというのは、
伊東先生を中心にされているわけ
ですよ。だから、県として、その
プロポーザルが終わった後にいろ
いろ言うんじゃないで、その前に、
やっぱりこういう建築の有名な
先生方に、地場企業を育てるた
めに、設計だけじゃなくて、中
小企業も下請も含めて、育てる
ような設計をしてくださいと、
そういうお願いをしてもらえませ
んか

ね。

○坂口建築課長 現在のアートポリス要綱の中にも、実は県産木材等の活用に努めることを要綱の中にとらえておきまして、設計士の選定に当たりましても、そういった点を念頭に置いて選んでいただけるよう、今後とも努力していきたいと思っております。

○早田順一委員 木造だけじゃなくてですよ。

○坂口建築課長 はい、わかっています。

今早田委員から御質問ありましたのは、例えば建築の場合ですと、非常に多種多様な下請がございます。何十種類という下請がございますけれども、主要なものということで考えてよろしいでしょうか。下請の状況でございますが。

○早田順一委員 だけん、アートポリスとしてその技術力が要るところですよ。みんなできるとかじゃなくて、やっぱりここがメインだというような技術力が要るところが県内企業でできているのかどうかですよ。

○坂口建築課長 わかりました。施設ごとのそういった特徴のあるところを、県内企業ができているかということで調べたいと思います。

○西聖一委員 今度の大水害で、熊本港周辺もたいぎや、井手先生がおっしゃるように、土砂堆積していますけれども、熊本港に今度予定するばしふいっくびいなす、これは就航は大丈夫なんでしょうか。

○井手順雄委員 大丈夫です。反対側が埋まっとるだけで、熊本港の中に入っていない。御心配なく。

○森浩二委員長 港湾課長、答えんでよか。いいかな。

○西聖一委員 はい、よかです。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第6回建設常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れでした。

午前11時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長